

## 介護保険料 (基準額)が決定

令和6~8年度の介護保険料(年額)

令和6~8年度の3年間の介護保険料基準額は、月額5980円(年額7万1760円)に決定しました。市では65歳以上の人の介護保険料を高年者の人数や要支援・要介護認定者数、介護サービスの利用状況を見込み、3年ごとに見直しています。各所得段階における年額保険料は別表のとおり。納付通知書(介護保険料決定通知書)は6月中旬頃に発送予定です。  
 地域介護課 ☎922-1376 ☎922-3279



所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
本人の住民税課税状況	非課税					課税							
世帯の住民税課税状況	全員非課税				課税者がいる		—						
本人の収入状況(指標)	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額					前年の合計所得金額							
本人の収入状況(金額)	80万円以下	80万円超 120万円以下	120万円超	80万円以下	80万円超	120万円未満	120万円以上 210万円未満	210万円以上 320万円未満	320万円以上 420万円未満	420万円以上 520万円未満	520万円以上 620万円未満	620万円以上 720万円未満	720万円以上
算定基準	基準額 ×0.285	基準額 ×0.42	基準額 ×0.685	基準額 ×0.870	基準額	基準額 ×1.20	基準額 ×1.30	基準額 ×1.50	基準額 ×1.70	基準額 ×1.90	基準額 ×2.10	基準額 ×2.30	基準額 ×2.40
年額保険料	2万450円	3万130円	4万9150円	6万2430円	7万1760円	8万6110円	9万3280円	10万7640円	12万1990円	13万6340円	15万690円	16万5040円	17万2220円

※「課税年金収入金額」とは、老齢(退職)年金のことで、遺族年金・障害年金などは除きます。  
 ※「合計所得金額」とは、収入から必要経費等を控除して算出した所得(給与・事業・雑など)の合計金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。  
 ※土地売却等に係る長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除を適用されている場合は、当該特別控除額を合計所得金額から控除した金額を所得段階の算定に用います。  
 ※第1段階から第5段階の人については、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除して算定を行い、その金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額(所得金額調整控除がある場合は控除前の金額)から10万円を控除した金額を用います(0円を下回った場合は0円とみなします)。

### 展示会等出展支援 補助金のご案内



販路拡大を目指す事業者を支援するため、国内外の展示会等への出展や越境EC等を活用したテスト販売に係る経費の3分の2(モノづくりブランド認定製品は4分の3)を補助します(上限50万円)。  
 市内に主たる事業所を有する事業者。その他要件有。詳細は市HPで。  
 9事業者  
 7/1⑩までに必要書類等を産業振興課へ。☎922-3477 ☎922-3406

### ブランド力向上に 資する認証等 取得支援補助金のご案内



産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権)、国際規格、有機JAS、グッドデザイン賞等企業のブランド力向上に資する認証制度の取得に対し、対象経費の2分の1以内で、上限30万円までを補助します。  
 市内に主たる事業所を有する事業者。その他要件有。詳細は市HPで。  
 4事業者  
 7/1⑩までに必要書類等を産業振興課へ。☎922-3477 ☎922-3406



### 愛のプレゼント

10月~令和6年2月に寄せられた善意(敬称略)  
 <<子育てに関する事業へ>>  
 ▼1万円 柴原サト  
 <<二十歳のつどいに関する事業へ>>  
 ▼10万円 こばやし歯科医院  
 <<被災者支援に関する事業へ>>  
 ▼8万7312円 新田西文化センターまつり実行委員会  
 <<指定なし>>  
 ▼65万2926円 草加市役所本庁舎メモリアルプレート事業実行委員会  
 財政課 ☎922-0761 ☎922-1547

### 審議会

#### 審議会等の開催日程

傍聴できます。手話通訳者の派遣を希望する市内在住の聴覚障がい者は会議開催1週間前までに連絡を。  
 各5人(当日先着順)  
**男女共同参画審議会**  
 日4/15⑩10時~  
 場本庁舎会議室7B  
 人権共生課 ☎922-0825 ☎922-4955  
**子ども教育連携推進委員会**  
 日4/23⑩10時~  
 場本庁舎会議室7B  
 子ども教育連携推進室  
 ☎922-3494 ☎928-1178

#### 草加市地域福祉連絡協議会委員募集

地域福祉や社会福祉法人の地域公益事業について意見を述べ、検討する市民委員を募集。任期は5/20から2年間。報酬は会議1回7000円(税込)。

市内在住の18歳以上(令和6年5/20時点)で、市のほかの審議会等の委員ではない人。

1人  
 4/26⑩までに市役所情報コーナー、サービスセンター等で配布する申込用紙を福祉政策課へ。☎922-1234 ☎922-1066



#### 小中学校通学区域審議会委員募集

小中学校の通学区域の在り方を審議。報酬は会議1回7000円(税・交通費込)で8回程度を予定。  
 市内在住の18歳以上で、審議会等の委員ではない人。  
 2人(任期7/1~令和8年6/30)。募集人数を超えたら6/3⑩公開抽選。  
 5/24⑩までに、所定の応募用紙と小論文「草加市の通学区域について」(600字~800字)を学務課に持参か郵送。所定の応募用紙と原稿用紙は学務課または市HPで入手可。  
 学務課 ☎922-2674 ☎928-1178



#### 不妊症や不育症に関する相談窓口

草加保健所の電話相談や埼玉県との相談窓口を市HP(QRコード)からも検索できます。



### 健康

#### 高齢者肺炎球菌 予防接種の通知送付



対象者に通知を発送します。本年度からは、満65歳が対象です。通知が届いたら早めに接種しましょう。  
 保健センター ☎922-0200 ☎922-1516

#### 早期不妊治療費の助成



不妊治療(保険適用の体外受精・顕微授精・男性不妊治療)に対し費用を助成しています。治療開始時に妻が35歳未満の夫婦対象。助成額は上限10万円。申請期限は治療終了日の翌日から1年以内。詳細は市HPで。  
 健康づくり課 ☎922-1156 ☎922-1516

#### 6/30締切 早期不妊検査費・ 不育症検査費の助成



1/1~3/31に検査を終了した人は、6/30⑩までに申請を。助成額は上限3万円。対象・年齢等の詳細は市HPで。  
 健康づくり課 ☎922-1156 ☎922-1516

#### 早期不妊検査・不育症検査 ・不妊治療費助成

草加市では子どもを望む夫婦を応援するために、不妊検査・不育症検査・不妊治療費に対して助成金制度を用意しています。検査や治療内容等の詳細は市HPで確認できます。

